（略）		
第十五条第一項	作業室及び気こう室における	当該潜水作業者が吸入する時点の
（略）		
第十五条第一項第一号	気こう室において高圧室内業務従事者に減圧を行う	潜水業務従事者が溺水しないよう必要な措置を講じて浮上を行わせる
第十五条第二項	作業室及び気こう室における前項	当該潜水業務請負人等が吸入する時点の前項
	作業室又は気こう室への送気、換気	当該潜水業務請負人等への送気、ボンベからの給気
第十六条第一項	作業室又は気こう室への送気	潜水作業者への送気、ボンベからの給気
第十六条第二項	作業室又は気こう室への送気	当該潜水業務請負人等への送気、ボンベからの給気
（略）		
第十八条第二項	減圧	浮上
第十八条第三項	気こう室において当該高圧室内業務請負人等に減圧を行う	当該潜水業務請負人等に浮上を行わせる
第十八条第四項	減圧	浮上
（略）		

（送気量及び送気圧）

第二十八条　事業者は、空気圧縮機又は手押ポンプにより潜水業務従事者に送気するときは、潜水業務従事者ごとに、その水深の圧力下における送気量を、毎分六十リットル以上としなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、事業者は、潜水業務従事者に圧力調整器を使用させる場合には、潜水業務従事者ごとに、その水深の圧力下において毎分四十リットル以上の送気を行うことができる空気圧縮機を使用し、かつ、送気圧をその水深の圧力に〇・七メガパスカルを加えた値以上としなければならない。

（ボンベからの給気を受けて行う潜水業務）

第二十九条　事業者は、潜水業務従事者に携行させたボンベ（非常用のものを除く。以下この条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条において同じ。）からの給気を受けさせるときは、次の措置を講じなければならない。

一　潜降直前に、潜水業務従事者に対し、当該潜水業務に使用するボンベの現に有する給気能力を知らせること。

二　潜水業務従事者に異常がないかどうかを監視するための者を置くこと。

（略）		
第十五条	作業室及び気こう室における	当該潜水作業者が吸入する時点の
（略）		
第十五条第一号	気こう室において高圧室内作業者に減圧を行う	潜水作業者が溺水しないよう必要な措置を講じて浮上を行わせる
（新設）		
（新設）		
第十六条	作業室又は気こう室への送気	潜水作業者への送気、ボンベからの給気
（新設）		
（略）		
第十八条第二項	減圧	浮上
（新設）		
（新設）		
（略）		

（送気量及び送気圧）

第二十八条　事業者は、空気圧縮機又は手押ポンプにより潜水作業者に送気するときは、潜水作業者ごとに、その水深の圧力下における送気量を、毎分六十リットル以上としなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、事業者は、潜水作業者に圧力調整器を使用させる場合には、潜水作業者ごとに、その水深の圧力下において毎分四十リットル以上の送気を行うことができる空気圧縮機を使用し、かつ、送気圧をその水深の圧力に〇・七メガパスカルを加えた値以上としなければならない。

（ボンベからの給気を受けて行なう潜水業務）

第二十九条　事業者は、潜水作業者に携行させたボンベ（非常用のものを除く。以下第三十四条、第三十六条及び第三十七条において同じ。）からの給気を受けさせるときは、次の措置を講じなければならない。

一　潜降直前に、潜水作業者に対し、当該潜水業務に使用するボンベの現に有する給気能力を知らせること。

二　潜水作業者に異常がないかどうかを監視するための者を置くこと。